

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

附則

第九条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十四万六千円とすることができる。

別表（第二条関係）

区分			その他の検事長	東京高等検察庁検事長	次長検事	検事総長	俸給月額
三 号	二 号	一 号					
			<u>一、二二二、〇〇〇円</u>	<u>一、三二八、〇〇〇円</u>	<u>一、二二二、〇〇〇円</u>	<u>一、四九五、〇〇〇円</u>	
			<u>一、一九八、〇〇〇円</u>				
			<u>一、〇五五、〇〇〇円</u>				
							<u>九八四、〇〇〇円</u>

附則

第九条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十五万円とすることができる。

別表（第二条関係）

区分			その他の検事長	東京高等検察庁検事長	次長検事	検事総長	俸給月額
三 号	二 号	一 号					
			<u>一、二二八、〇〇〇円</u>	<u>一、三三四、〇〇〇円</u>	<u>一、二二八、〇〇〇円</u>	<u>一、五〇三、〇〇〇円</u>	
			<u>一、二〇四、〇〇〇円</u>				
			<u>一、〇六〇、〇〇〇円</u>				
							<u>九八九、〇〇〇円</u>

検

事

十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号
二七七、六〇〇円	二八八、二〇〇円	三〇六、四〇〇円	三二二、二〇〇円	三四五、一〇〇円	三六八、九〇〇円	三九二、五〇〇円	四二六、九〇〇円	五二六、〇〇〇円	五八五、〇〇〇円	六四六、〇〇〇円	七二〇、〇〇〇円	八三四、〇〇〇円

検

事

十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号
二七七、六〇〇円	二八八、二〇〇円	三〇六、四〇〇円	三二二、二〇〇円	三四五、一〇〇円	三六八、九〇〇円	三九四、二〇〇円	四二八、八〇〇円	五二九、〇〇〇円	五八八、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円	七二四、〇〇〇円	八三八、〇〇〇円

副 検 事													
十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号
二八八、二〇〇円	三〇六、四〇〇円	三二二、二〇〇円	三四五、一〇〇円	三六八、九〇〇円	三九二、五〇〇円	四二六、九〇〇円	四四四、七〇〇円	五二六、〇〇〇円	五八五、〇〇〇円	二二七、〇〇〇円	二三四、三〇〇円	二四四、八〇〇円	二五三、八〇〇円

副 検 事													
十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号
二八八、二〇〇円	三〇六、四〇〇円	三二二、二〇〇円	三四五、一〇〇円	三六八、九〇〇円	三九四、二〇〇円	四二八、八〇〇円	四四六、七〇〇円	五二九、〇〇〇円	五八八、〇〇〇円	二二七、〇〇〇円	二三四、三〇〇円	二四四、八〇〇円	二五三、八〇〇円

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号
二〇六、六〇〇円	二二五、〇〇〇円	二二七、〇〇〇円	二三四、三〇〇円	二四四、八〇〇円	二五三、八〇〇円	二七七、六〇〇円

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号
二〇六、六〇〇円	二二五、〇〇〇円	二二七、〇〇〇円	二三四、三〇〇円	二四四、八〇〇円	二五三、八〇〇円	二七七、六〇〇円

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（第二条関係）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則 第九条（略）</p> <p>第十条 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、検察官に対する俸給の支給に当たつては、俸給月額（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十八号）附則第三条の規定による俸給を含む。）から、当該俸給月額に次の各号に掲げる検察官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <p>一 検事総長 百分の二十</p> <p>二 東京高等検察庁検事長 百分の十五</p> <p>三 次長検事及びその他の検事長 百分の十</p> <p>四 一号から十四号までの俸給を受ける検事及び前条に定める俸給月額の俸給又は一号から九号までの俸給を受ける副検事 百分の九・七七</p> <p>五 十五号から二十号までの俸給を受ける検事及び十号から十六号までの俸給を受ける副検事 百分の七・七七</p> <p>六 十七号の俸給を受ける副検事 百分の四・七七</p> <p>2 前項の規定により俸給の支給に当たつて減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は</p>	<p style="text-align: center;">附則 第九条（略） （新設）</p>

政令で定める。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十八号）（第三条関係）

改 正 案

現 行

附 則

附 則

（経過措置）

（経過措置）

第三条 一部施行日の前日から引き続き検察官である者で、その受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日において次の各号に掲げる検察官である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下この項において「基準額」という。）に達しないこととなるものには、平成二十六年三月三十一日までの間において、その受ける俸給月額が基準額に達するまでの間（検事総長及び東京高等検察庁検事長にあつては、平成二十二年三月三十一日までの間）、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

第三条 一部施行日の前日から引き続き検察官である者で、その受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十八号）の施行の日において次の各号に掲げる検察官である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下この項において「基準額」という。）に達しないこととなるものには、その受ける俸給月額が基準額に達するまでの間（検事総長及び東京高等検察庁検事長にあつては、平成二十二年三月三十一日までの間）、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

- 一 検事総長、次長検事、検事長、検察官の俸給等に関する法律別表 検事の項一号から八号までの俸給月額の俸給を受ける検事及び同法 第九条に定める俸給月額の俸給又は同表副検事の項一若しくは二 号の俸給月額の俸給を受ける副検事 百分の九十八・九四
 - 二 検察官の俸給等に関する法律別表 検事の項九号から十九号までの俸給月額の俸給を受ける検事及び同表副検事の項三号から十四号までの俸給月額の俸給を受ける副検事 百分の九十九・一
- 2・3 （略）

- 一 検事総長、次長検事、検事長、検察官の俸給等に関する法律別表 検事の項一号から八号までの俸給月額の俸給を受ける検事及び同法 第九条に定める俸給月額の俸給又は同表副検事の項一若しくは二 号の俸給月額の俸給を受ける副検事 百分の九十九・四四
 - 二 検察官の俸給等に関する法律別表 検事の項九号から十九号までの俸給月額の俸給を受ける検事及び同表副検事の項三号から十四号までの俸給月額の俸給を受ける副検事 百分の九十九・五九
- 2・3 （略）